

主題

生活相談員と施設ケアマネジャーの機能と役割について

副題

私達、利用者の期待に応えられていますか？

ケアマネジメント

研究期間

3カ月

事業所

生活相談員スキルアップ研修 C グループ

発表者： 染谷 次郎 （そめや じろう）

アドバイザー：林 正（はやし ただし）

共同研究者：中島千恵 秋吉紀宏 瀬下志麻 小泉智子 倉田昌 宮寺友美

電 話

03-5991-9917

メール

（任意）

FAX

03-5991-9918

URL

（任意）

今回発表の
事業所や
サービスの
紹介

私たちは東京都社会福祉協議会の高齢者施設部会、生活相談員研修委員会が主催する「生活相談員スキルアップ研修会」に参加し、多岐にわたる生活相談員の中核業務の中で「ケアマネジメント」に焦点をあて、果たすべき役割について研究しているグループです。

《1. 研究前の状況と課題》

介護保険制度が導入され、措置から契約にかわった。介護保険制度の施行と共に自立支援に向けてのマネジメント及び見直し等介護支援を行うケアマネジャーと言う専門職が配置された。しかしながら、施設では「相談員は普段、何をしている人なのですか？」と職員から聞かれることも多い。仕事をしている自分たち相談員もどの仕事が生生活相談員の業務であり利用者を支えているのか、明確に答える事が出来ない現状がある。ケアマネジャーは介護保険法という枠組みで役割が本来明確にされている。法律上では明確に定義が無い生活相談員は果たして施設に必要なのか。専門性が分かっていない。

《2. 研究の目標と期待する成果・目的》

この研究では、利用者の生活全般を支える上で、生活相談員がこういった役割をしているのか、または役割をするべきなのかを考える事で生活相談員も利用者生活を支える中で大きな

役割を担っている事を明らかにしたい。

さらにアンケートを実施し、ケアマネジャーは介護保険法で定められた仕事をどこまで行なっているのか。又、各施設のケアマネジャーと生活相談員の仕事の現状を把握し、どのような役割分担をし、協力・協働する事がより良いケアマネジメントに繋がるのかを明らかにしたい。

《3. 具体的な取り組みの内容》

①アンケート調査を実施。生活相談員とケアマネジャーの業務分担や専任・兼任かを調べる。施設の人員配置や現状を知ることにより各施設の体制・工夫していることなどが見えてくるのではないだろうか。実際に働いている生活相談員はどのような認識で働いているのか。また生活相談員とケアマネジャーの業務分担が明確化されていない中で『専門性が強いのはどちらか』ではなく、『誰のためにやるべき必要なことなのか』に焦点を当てて情報を収集。

対象；東京都内の特別養護老人ホーム 160 施設の生活相談員（うち 132 施設の回答を得られた）回収率 82.5%

無作為抽出法を用いて実施

集計；FAX にて回収

期間；平成 24 年 6 月 1 日から 6 月 13 日

②施設の生活相談員にヒアリングを実施。

国が定めた人員配置の中で各施設がどのようにケアマネジャーと連携をとりながら業務を遂行しているか、そして生活相談員としてご利用者の困りごとにどのように接しカンファレンスに参加しているのかを聞き取る。

期間：平成 24 年 6 月 15 日～6 月 18 日

③ご利用者のことをどこまで理解できているか。アンケート・ヒアリング結果をもとに、生活相談員スキルアップ研修 C グループ内で話し合う。

《4. 取り組みの結果と考察》

アンケートの結果、本来生活相談員が担うべき業務の項目（生活相談・援助）についてケアマネジャー、生活相談員どちらが行ってもよいのではないかという回答が多かった。生活相談員の果たすべき必要性がますます薄れていると言える。これらから考察を行なうと、ケアマネジャーが担うのは介護の再編（ケアマネジメントや介護支援）である。一方、利用者の社会福祉の課題や生活上の困難に対応する事を担うのは生活相談員である。お互いの役割の特徴を明確化し、分担すること。そして、お互いが協力・協働しあう為にはケアマネジャーは施設全体のケアマネジメントと利用者支援の監督役になり、生活相談員はアセスメントやケアプランを作成出来るスキルを持つこと。お互いに相手の視点・立場から協力・協働することが強いてはより良いケアマネジメントに繋がるのではないかと考える。

《5. まとめ、結論》

本来、その方を取り巻くさまざまな問題を支援していき利用者の社会福祉の課題や生活上の困難に対応するのが生活相談員の本質である。

アンケート結果を見る限り、生活相談員の必要性は希薄であると言わざるを得ない。在宅の延長線上である施設の生活の中で、生活相談員とはご利用者のこれまで培ってきた人生を尊重し、その人らしさを支援するための代弁者でなければいけない。また、ケアマネジャーと生活相談員は持っている社会資源や期待される機能と役割が違うからこそ連携が求められる。生活相談員は相談員であるのと同時にソーシャルワーカーであるという気持ちを持つこと。生活課題・生活上の困難に対して社会資源や福祉分野に留まらない知識と経験を駆使して問題解決に導く為に逃げずに戦うこと。専門家として生活相談員の必要性を主張していく使命が我々にはある。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

倫理的配慮として本研究発表を行うにあたりアンケートの結果やヒアリングの内容について本研究発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し各施設の回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

『生活相談員業務指針 10』引用 東京都社会福祉協議会

《8. 提案と発信》

生活相談員の必要性について都合の良い何でも屋ではないことを証明する根拠となる実績を残し積み上げていくこと。又、生活相談員はソーシャルワークの専門職という視点で介護保険の運営基準の見直しを図るよう訴え、生活相談員の地位を高めて行きたい。

【メモ欄】